

1 議 事 日 程（第3日）

（令和8年第2回有田川町議会定例会）

令和8年6月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第5号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第2 | 報告第6号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 報告第7号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第4 | 報告第8号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 報告第9号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 報告第10号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 報告第11号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第8 | 報告第12号 | 令和7年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第9 | 報告第13号 | 令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第10 | 報告第14号 | 令和7年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書 |
| 日程第11 | 報告第15号 | 令和7年度有田川町簡易水道事業会計予算繰越計算書 |
| 日程第12 | 報告第16号 | 令和7年度有田川町下水道事業会計予算繰越計算書 |
| 日程第13 | 報告第17号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和8年度有田川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 報告第18号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和8年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 報告第19号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 報告第20号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ |

いて

- 日程第17 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第52号 令和8年度有田川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第53号 令和8年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第54号 令和8年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第55号 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第56号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第57号 令和8年度旧金屋第一こども園解体撤去工事の請負契約について
- 日程第24 議案第58号 有田川町指定金融機関の指定について
- 日程第25 議案第60号 有田川町道路線の認定について
- 日程第26 議案第61号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第62号 財産の取得について
- 日程第28 議案第63号 財産の取得について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第30 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	神 山 裕 介	2番	井 本 芳 秀
3番	佐 曾 永 和	4番	濃 添 勇 作
5番	栗 山 昌 之	6番	椿 原 竜 二
7番	中 島 詳 裕	8番	谷 畑 進
9番	林 宣 男	10番	岡 省 吾
11番	森 谷 信 哉	12番	堀 江 眞智子
13番	増 谷 憲	14番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	佐 曾 永 和	12番	堀 江 眞智子
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	坂 頭 徳 彦	副 町 長	井 上 光 生
-----	---------	-------	---------

住民税務部長	小澤俊彦	福祉保健部長	井本英克
総務政策部長	中屋正也	消防長	宮本康之
産業振興部長	南長寿	建設環境部長	森本博貴
清水行政局長	高垣善成	総務課長	原秀文
財務課長	青石元希	企画調整課長	寺杣真英
教育長	片嶋博	教育部長	中平洋子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山縣和弘	書記	細野鶴子
------	------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（岡 省吾）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

なお、本日、町長より追加議案が3件提出されております。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第61号から日程第28、議案第63号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第61号から日程第28、議案第63号までを先に審議することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいま追加上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正により、葬祭補償の定額部分の額が改定されたことに伴い、有田川町消防団員等公務災害補償条例において所要の改正を行うものです。主な改正内容につきましては、葬祭補償の基本額を変更するものであります。

議案第62号は、財産の取得についてであります。炊き出し資機材、炊き出し用テント及び石油ストーブを購入するため、和歌山県有田郡有田川町大字小島297番地1、株式会社山口商会和歌山有田営業所、営業所長大屋貴稔氏と786万5,000円で物品販売契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第63号は、財産の取得についてであります。職員用パソコンを購入するため、和歌山県有田市古江見114番地、ミカサ事務機株式会社、代表取締役菅原佳典氏と1,707万2,000円で物品販売契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 9時33分

再開 11時10分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

9番、林宣男君から、早退の届出がありましたので報告いたします。

……………日程第1 報告第5号……………

○議長（岡 省吾）

日程第1、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度有田川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

…………… 日程第 2 報告第 6 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 2、報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

…………… 日程第 3 報告第 7 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 3、報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 5 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

…………… 日程第 4 報告第 8 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 4、報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

…………… 日程第 5 報告第 9 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 5、報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第 3 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第6 報告第10号……………

○議長（岡 省吾）

日程第6、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第7 報告第11号……………

○議長（岡 省吾）

日程第7、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第 8 報告第 1 2 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 8、報告第 1 2 号、令和 7 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第 9 報告第 1 3 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 9、報告第 1 3 号、令和 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第 1 0 報告第 1 4 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 1 0、報告第 1 4 号、令和 7 年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第 1 1 報告第 1 5 号……………

○議長（岡 省吾）

日程第 1 1、報告第 1 5 号、令和 7 年度有田川町簡易水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第１２ 報告第１６号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１２、報告第１６号、令和７年度有田川町下水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第１３ 報告第１７号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１３、報告第１７号、専決処分の承認を求めることについて、令和８年度有田川町一般会計補正予算第１号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第１４ 報告第１８号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１４、報告第１８号、専決処分の承認を求めることについて、令和８年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第１号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第１５ 報告第１９号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１５、報告第１９号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第１６ 報告第２０号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１６、報告第２０号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

１３番、増谷憲君。

○１３番（増谷 憲）

１３番、増谷です。報告第２０号、国保税条例の一部改正について質疑をさせてい

たきます。

今回、私は4点にわたって質疑をさせていただきますが、一括して質疑させていただきます。

まず1つ目ですが、厚生労働省は今回の国保税の限度額の引上げ、限度額に該当する世帯は全体の1.45%であると言い、引上げにより1.43%に抑制されると主張しておりますが、この0.02%は当町で言いますと何世帯になるのでしょうか。また、抑制されるという全体の世帯数はどうでしょうか。

2つ目に、医療費の増額を理由にすれば賦課限度額は際限のない引上げになっていくのではないのでしょうか。段階がある応益負担から応能負担の税率にすべきではないのでしょうか。また、国庫負担を45%から減らしたのが問題だろうと思いますが、認識はいかがでしょうか。

3つ目に、今回、子ども・子育て支援として児童手当や出産・子育て応援交付金、こども誰でも通園制度などの財源として、低所得者が多い国保の被保険者からも徴収するのはどうでしょうか。また、これも3万円の限度額を設定しているということで間違いないでしょうか。

4点目に、今回の限度額の引上げは医療分の基礎賦課額、後期高齢者支援金分、介護納付金分、そして今回新しく追加された子育て支援金分でそれぞれ幾らになるのでしょうか。そして、合計の限度額は幾らになるのかお示ししていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

一番初めの引上げ限度の世帯数の関係ですけれども、令和8年3月末の全体の世帯数は3,612世帯で、0.02%は0.7世帯になる計算となります。有田川町の令和7年度当初の課税限度額超過世帯は159世帯で、限度額が97万円と試算すると3世帯、0.08%の世帯が限度額以下の世帯となります。

次に、医療費の増減を理由とする限度額の際限のない引上げについてなんですけれども、賦課限度額の見直しはあくまで負担能力に応じた公平な負担を確保するための措置であると考えております。国庫負担率の変更をはじめとする国庫制度の根幹につきましては、地方自治体の財政基盤にも直結する極めて重要な課題であると認識しております。

次に、子ども・子育て支援金についてなんですけれども、子ども・子育て支援金は少子化対策を社会全体で支えるため、医療保険制度の枠組みを活用し、加入者全員で負担を分かち合う国の制度として創設されたものであると考えております。本制度は、

国において少子化対策の抜本的強化に向け、議論・設計されたものであり、町といたしましては制度の趣旨を踏まえつつ、被保険者の皆様へ丁寧な周知と法令に基づく適切な業務運営に努めてまいりたいと考えております。

今回の限度額の引上げについてですが、今回の改正で医療分の基礎課税額が1万円引き上げられて67万円に、後期高齢者支援金分は据置きの26万円、介護納付金分も据置きで17万円、子ども・子育て支援納付金分は3万円となります。合計で113万円となっております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

ないようでございますので、これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

報告第20号、国保税条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

国保税条例の一部改正についてであります。今回、国保税の限度額を引き上げる内容と子育て支援の財源を国保被保険者にも負担させるのが主な内容であります。今回の引上げで、平成12年から令和7年の25年間で上がらなかったのは3回だけあります。まず、国保税の限度額は、医療分の基礎賦課額と後期高齢者支援金分と介護納付金、そして、今回から子育て支援金の4つの限度額の総額で決定されます。

今回、基礎賦課額で66万円を67万円に引き上げるものでありますが、そして後期高齢者支援金分の限度額は26万円、介護納付金の限度額は17万円のままと、子育て支援金の限度額3万円までが追加されましたから、合計113万円となります。それで、なぜ毎年のように限度額を引き上げるよう国は指示しているかであります。厚労省は限度額の引上げで限度額に該当する世帯が全体の1.45%であるが、引上げにより1.43%に抑制されると主張しておりますが、この0.2%に該当する世帯は当町の試算で、先ほどもお示しをいただきましたが、たった3世帯の効果しかありません。

また、子ども・子育て支援法による子育て支援金制度の創設で、児童手当や出産子育て応援交付金、こども誰でも通園制度などの財源として国保の被保険者に負担させるものであります。1人当たり年間3,100円の負担増になります。これはもともと国が社会保障制度を解約・削減のために用いた制度であります。もともと国保世帯は事業主負担もなく、所得が少ない方が多く、均等割という応益割の負担もあり、さ

らに国庫負担も４５％も減らしましたから、国保財政がしんどくなりました。それで全国知事会や町村会からは、国に対して１兆円の補填をするよう要求しております。限度額を幾ら引き上げていっても、被保険者の負担は減りません。国庫負担を元の４５％に戻すことは一番大事だと申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（岡 省吾）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第１７ 報告第２１号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１７、報告第２１号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第１８ 議案第５２号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１８、議案第５２号、令和８年度有田川町一般会計補正予算第２号を議題と

いたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第１９ 議案第５３号……………

○議長（岡 省吾）

日程第１９、議案第５３号、令和８年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第１号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２０ 議案第５４号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２０、議案第５４号、令和８年度有田川町下水道事業会計補正予算第１号を

議題といたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２１ 議案第５５号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２１、議案第５５号、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１３番、増谷憲君。

○１３番（増谷 憲）

議案第５５号、家庭的保育事業条例の一部改正に反対の立場から討論させていただきます。

この議案と同時に、次の第５６号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正とも関連しておりますので、併せてここでもう反対討論をさせていただきたいと思います。

これらの児童福祉法の改正で、満３歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことに伴い、事業の運営に係る基準や設備及び職員の基準などを規定されるものですが、厚労省が国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングにおいて、満３歳以上限定の小規模保育事業は全国展開すべきでないとして述べていたり、３歳以上にとっては集団保育、集団の中での育ちを促すことの重要性を重視すべきとして、この制度の必要性を

否定しておりました。

また、現行の保育園の認可基準を後退させ、保育の質まで低下させる危険性や人件費比率が低くなり、保育士不足を理由に資格取得者のハードルを下げ、担い手を増やそうとするのは根本的な解決にはならないと考えます。保育の最大の課題は担い手不足であり、必要なのは資格の緩和ではなく、保育という仕事の価値を高めることこそ必要であります。

また、保育士や子供の保育にとどまらず、保護者への支援や地域とのつながり、困難を抱える家庭への支援など、多面的な専門職であり、保育士の処遇改善と専門性の向上こそ大切ではないかと考えます。

また、小規模保育園の職員が病気などでその施設で保育ができなくなったときに、代わりに保育する施設をあらかじめ用意することについて、著しく困難なときは確保しなくてもいいと緩和しました。そして、3歳になって次の保育施設に移る場合、連携施設の確保が認可の条件であります。すぐに確保できない場合は、猶予期間を15年間に引き伸ばしました。

以上の理由で反対討論いたします。

○議長（岡 省吾）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第22 議案第56号……………

○議長（岡 省吾）

日程第22、議案第56号、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（岡 省吾）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２３ 議案第５７号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２３、議案第５７号、令和８年度旧金屋第一こども園解体撤去工事の請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２４ 議案第５８号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２４、議案第５８号、有田川町指定金融機関の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長（岡 省吾）

１３番、増谷憲君。

○１３番（増谷 憲）

議案第５８号について、質疑をさせていただきます。

今回の指定金融機関の指定は、県下では20市町村が紀陽銀行で、9市町村がJ Aとなっております。これらの指定期間の3年間やJ Aとの連携でなく、紀陽銀行に一本化するものでありますが、期間も5年となりました。それで以下の点で質疑をいたします。

まず1点目、5年間という期間を設定した理由はいかがでしょうか。

2つ目に、手数料の問題であります。手数料の額やそれ以外に紀陽銀行へ支出している金額はどのようなものでしょうか。また、預け入れている総金額は幾らかお示しいただきたいと思います。

3つ目に、今後何年以内とかそれ以後とか、手数料の引上げなどが出てくるということも考えられますが、契約書もしくは覚書などの明示についてはいかがでしょうか。

以上、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の指定金融機関の指定期間を5年と定めたのは、デジタル化の加速など金融機関を取り巻く環境の変化が極めて激しいことが挙げられます。

また、あまりに長期になりますと、今後の社会情勢の変化や新たなデジタル技術の迅速な対応が難しくなると考えたため、一定の安定性を確保しつつも5年という節目において業務の効率性等の妥当性を検討し、見直しを行える柔軟性を保つために5年という期間を設定したものでございます。

次に、紀陽銀行に支出している手数料につきましては、531万6,357円となっております。預け入れている総金額は33億5,264万9,380円でございます。取扱経費に関する覚書の有効期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日の5年間となっております。5年間維持されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第２５、議案第６０号については、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、堀江眞智子君。

○産業建設住民常任委員会委員長（堀江眞智子）

去る６月２日、本定例会初日に当委員会へ付託された議案第６０号、有田川町道路線の認定について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、６月３日に開催し、建設環境部長及び建設課長から概要の説明を受け、現地にて現状の調査を行いました。

議案第６０号、町道１０２２号線は、徳田地区の住宅用地内において、開発区域内道路として整備されたものであり、幅員が６．０メートル、延長が８０．８３メートルであります。町の開発指導要綱に基づいて整備が行われ、道路要件を満たしていることから町道に認定することが妥当であると全員一致で決定いたしました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（岡 省吾）

以上で、産業建設住民常任委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第２５ 議案第６０号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２５、議案第６０号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２６ 議案第６１号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２６、議案第６１号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２７ 議案第６２号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２７、議案第６２号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２８ 議案第６３号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２８、議案第６３号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２９ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（岡 省吾）

日程第２９、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第３０ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（岡 省吾）

日程第３０、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第31 議員派遣の件……………

○議長（岡 省吾）

日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第32 議長への委任について……………

○議長（岡 省吾）

日程第32、議長への委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和8年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

閉会 11時43分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 岡 省 吾

3 番 議 員 佐 曾 永 和

12 番 議 員 堀 江 眞 智 子